

# 令和2年度 設計業務等標準積算基準 の改定について

(前) 国土交通省 大臣官房 技術調査課 課長補佐 かわじり たつや  
川尻 竜也

## 1. はじめに

国土交通省では、働き手の減少を上回る生産性の向上と担い手確保に向けた働き方改革を進めるため、建設現場の生産性向上を図るi-Constructionの推進等に取り組んでいます。

昨年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律に則り、円滑な施工体制の確保や働き方改革、i-Constructionの更なる推進に取り組める環境の充実等を図る観点から、最新の実態を踏まえ、国土交通省が発注する、土木事業に係る設計業務等の積算に用いる設計業務等標準積算基準(以下、「積算基準」という)を改定しました。

本稿では、令和2年3月に公表した積算基準の改正内容を紹介します。

## 2. 実態調査を踏まえた歩掛の見直し

道路設計標準歩掛について、実態調査を踏まえて見直しを実施しています(表-1, 2)。

※その他の積算基準においても、歩掛改定に併せて適宜改定しています。

### ■道路予備修正設計 (B)

実態を踏まえて、旧歩掛の区分を3歩掛に分解

#### ○旧歩掛の区分

横断・小構造物・用排水及び道路付帯構造物設計

#### ○新規歩掛の区分

- ① 横断設計
- ② 道路付帯構造物及び小構造物設計
- ③ 用排水設計

表-1 道路予備修正設計 (B) の改定(1)

1 km あたり

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
旧歩掛	1.0	0.5	1.0	1.5
新規歩掛①	0.7	0.5	0.8	0.8
〳 ②	0.1	0.3	0.6	0.6
〳 ③	0.3	0.2	0.6	0.9

#### ○旧歩掛の区分

設計図作成・用地幅杭計画及び関係機関との協議資料作成

#### ○新規歩掛の区分

- ① 設計図作成
- ② 関係機関との協議資料作成
- ③ 用地幅杭計画

表-2 道路予備修正設計 (B) の改定(2)

1 km あたり

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
旧歩掛	—	1.0	1.0	1.0
新規歩掛①	—	0.8	1.3	1.8
〳 ②	—	0.7	0.9	0.8
〳 ③	—	0.4	0.7	0.5

### 3. 宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費の率化等

実態を踏まえ、宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費の設定を改定しました。

昨年度、旅費交通費の原則率化（宿泊、滞在を伴う業務は対象外）について、設計業務等標準積算基準書（参考）を一部改定したところですが、今年度は、宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費についても原則率化等により、積算の効率化を図りました（図-1）。

- 宿泊、滞在を伴う業務に係る旅費の率化、日当、宿泊料を数式化
  - ・率、数式等により算出した額を旅費交通費として積算し算出
  - ・「往復旅行時間にかかる直接人件費」については、従来どおり別途計上

### 4. ICT 活用業務の積算対応について

「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計

周辺データ作成」については、「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき、測量調査費として計上する旨、設計業務等標準積算基準書に追記しました。

改定背景としては、「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については『ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針』で定められている各実施要領に基づくこととし、また、各実施要領において、「測量調査費」として積算することとしていますが、今般、その取り扱いを明確化するため、設計業務等積算基準書に明記することとしたものです。

### 5. おわりに

今後も歩掛実態調査等を進め、その結果に基づき必要に応じ積算基準類を改定する等、業務価格の適正化に努めてまいります。

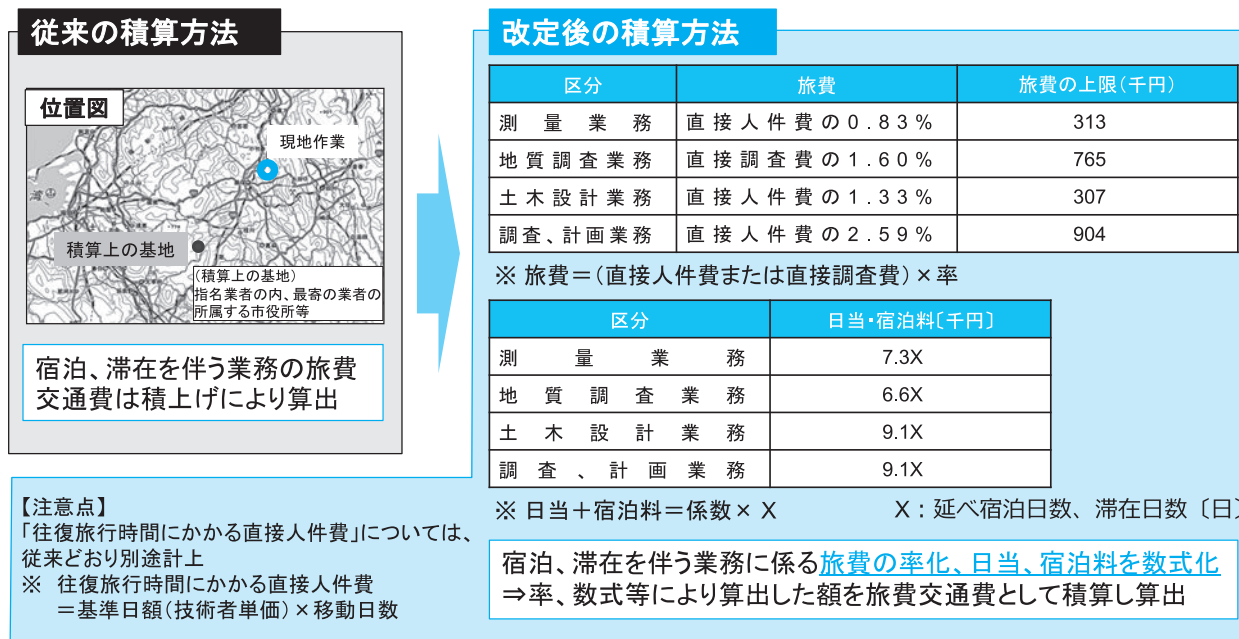


図-1 宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費